○財務省令第五十二号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の六第一項及び第三十九条の規定に基づき、国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第一条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（印鑑の照合等）	（印鑑の照合等）
第七十一条　［略］	**第七十一条**　［同上］
2　国税資金支払命令官等は、取引店から小切手用紙、国庫金振替書用紙（第二十九号書式の国庫金振替書を除く。）、第七十六条第一項及び第二項に規定する書類（第二十二号書式の国庫金振込請求書及び第二十四号書式の国庫金振込請求書及び第二十四号書式の国庫金送金請求書を除く。）並びに第七十八条第一項及び第二項に規定する書類（第二十三号書式の国庫金振込通知書並びに第二十五号書式の国庫金送金通知書及び第二十五号の二書式の国庫金送金通知書を除く。）の用紙の交付を受けなければならない。	2　国税資金支払命令官等は、取引店から小切手用紙、国庫金振替書用紙、第七十六条第一項及び第二項に規定する書類（第二十二号書式の国庫金振込請求書及び第二十四号書式の国庫金送金請求書を除く。）並びに第七十八条第一項及び第二項に規定する書類（第二十三号書式の国庫金振込通知書及び第二十五号書式の国庫金送金通知書を除く。）の用紙の交付を受けなければならない。
（支払の決定）	（支払の決定）
第七十二条　［略］	**第七十二条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
4　財務大臣が小切手の振出し並びに支払指図書及び国庫金振替書（第八十一条第二項に規定する資金への払込みに係るものに限る。以下この条において同じ。）の交付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）の事務のために指定する国税資金支払命令官等（以下「センター国税資金支払命令官等」という。）が支払の決定に基づいて小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信を行う場合には、国税資金支払命令官等（センター国税資金支払命令官等を除く。以下この条において同じ。）は、支払の決定をした旨をセンター国税資金支払命令官等に通知しなければならない。	4　財務大臣が小切手の振出し及び支払指図書の交付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）の事務のために指定する国税資金支払命令官等（以下「センター国税資金支払命令官等」という。）が支払の決定に基づいて小切手の振出し又は支払指図書の交付若しくは送信を行う場合には、国税資金支払命令官等（センター国税資金支払命令官等を除く。以下この条において同じ。）は、支払の決定をした旨をセンター国税資金支払命令官等に通知しなければならない。
5　［略］	5　［同上］
6　第四項の通知には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。	6　第四項の通知には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　小切手の振出し、送金、振込み又は国庫内移換のための支払の決定の別	［号を加える。］
二　小切手の振出し、送金又は振込みのための支払の決定をしたときは、その支払を受けるべき債権者の住所及び氏名又は名称	一　支払を受けるべき債権者の住所及び氏名又は名称
三　支払の決定の金額並びに当該金額に係る支払年度、取扱庁名及び目	二　支払の決定の金額並びに当該金額に係る支払年度、取扱庁名及び目
四　小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信の年月日	三　小切手の振出し又は支払指図書の交付若しくは送信の年月日
［号を削る。］	四　振込先の金融機関（日本銀行が指定した銀行（日本銀行を含む。）その他の金融機関をいう。）及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号